綾瀬市議会１２月定例会会期日程

資料３

令和８年１１月

月・日	曜日	会議	事項
１１・２６	木	本会議	・補正予算　・一般議案 ・一般質問通告書午後４時締切
２７	金	休会	
２８	土	休会	
２９	日	休会	
３０	月	休会	
１２・１	火	市民福祉常任委員会	
２	水	経済建設常任委員会	
３	木	総務教育常任委員会	
４	金	休会	
５	土	休会	
６	日	休会	
７	月	基地政策特別委員会	
８	火	休会	
９	水	休会	・写真撮影申込正午締切
１０	木	本会議	・一般質問
１１	金	本会議	・一般質問
		議会運営委員会	
１２	土	休会	
１３	日	休会	
１４	月	本会議	・一般質問
１５	火	休会	
１６	水	本会議	・委員会付託議案の委員長報告～採決 ・一般質問掲載申出書締切日
		議会全員協議会	

○開議時間は、午前９時〔最終日は、午前９時３０分〕

綾瀬市議会１２月定例会議事日程（第１号）

令和８年１１月２６日（木）午前９時開議

日程第 １		会期決定について
日程第 ２	第７４号議案	指定管理者の指定について（綾瀬市落合ふれあいの家）
日程第 ３	第７７号議案	指定管理者の指定について（綾瀬市立中央公民館早園コミュニティプラザ）
日程第 ４	第７８号議案	指定管理者の指定について（綾瀬市民スポーツセンター等のスポーツ施設等）
日程第 ５	第125号議案	令和８年度綾瀬市一般会計補正予算（第３号）
日程第 ６	第126号議案	令和８年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
日程第 ７	第127号議案	令和８年度綾瀬市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
日程第 ８	第128号議案	令和８年度綾瀬市公共下水道事業会計補正予算（第２号）
日程第 ９	第７０号議案	綾瀬市高齢者デイサービスセンター条例を廃止する条例
日程第１０	第７１号議案	綾瀬市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
日程第１１	第７２号議案	綾瀬市火災予防条例の一部を改正する条例
日程第１２	第７３号議案	工事請負契約の変更について（令和７年度綾瀬市立綾瀬中学校Ａ棟空調設備機能復旧工事（機械））
日程第１３	第７５号議案	指定管理者の指定について（綾瀬市障害者自立支援センターばらの里）
日程第１４	第７６号議案	指定管理者の指定について（綾瀬市障害者自立支援センター希望の家）
日程第１５	第７９号議案	市道路線の廃止について（市道１号線）
日程第１６	第８０号議案	市道路線の廃止について（市道３号線）
日程第１７	第８１号議案	市道路線の廃止について（市道５号線）
日程第１８	第８２号議案	市道路線の廃止について（市道７号線）
日程第１９	第８３号議案	市道路線の廃止について（市道１０号線）
日程第２０	第８４号議案	市道路線の廃止について（市道１２号線）
日程第２１	第８５号議案	市道路線の廃止について（市道１３－１号線）
日程第２２	第８６号議案	市道路線の廃止について（市道１４－１号線）
日程第２３	第８７号議案	市道路線の廃止について（市道１３８号線）
日程第２４	第８８号議案	市道路線の廃止について（市道２２９号線）
日程第２５	第８９号議案	市道路線の廃止について（市道３２５号線）
日程第２６	第９０号議案	市道路線の廃止について（市道３２５－２号線）

日程第２７　第９１号議案　市道路線の廃止について（市道９１１号線）
日程第２８　第９２号議案　市道路線の廃止について（市道９１１－４号線）
日程第２９　第９３号議案　市道路線の廃止について（市道９１３－１号線）
日程第３０　第９４号議案　市道路線の廃止について（市道９１３－２号線）
日程第３１　第９５号議案　市道路線の廃止について（市道９１３－３号線）
日程第３２　第９６号議案　市道路線の廃止について（市道９５０号線）
日程第３３　第９７号議案　市道路線の廃止について（市道１２１７号線）
日程第３４　第９８号議案　市道路線の廃止について（市道１２５８号線）
日程第３５　第９９号議案　市道路線の廃止について（市道１５５２－１号線）
日程第３６　第100号議案　市道路線の廃止について（市道１５５８－１号線）
日程第３７　第101号議案　市道路線の廃止について（市道１５７３－１号線）
日程第３８　第102号議案　市道路線の廃止について（市道１６２９－１号線）
日程第３９　第103号議案　市道路線の廃止について（市道１６２９－２号線）
日程第４０　第104号議案　市道路線の廃止について（市道１７１６号線）
日程第４１　第105号議案　市道路線の認定について（市道１級１号線）
日程第４２　第106号議案　市道路線の認定について（市道１級２号線）
日程第４３　第107号議案　市道路線の認定について（市道１級３号線）
日程第４４　第108号議案　市道路線の認定について（市道１級４号線）
日程第４５　第109号議案　市道路線の認定について（市道２級１号線）
日程第４６　第110号議案　市道路線の認定について（市道２級２号線）
日程第４７　第111号議案　市道路線の認定について（市道２級３号線）
日程第４８　第112号議案　市道路線の認定について（市道２級４号線）
日程第４９　第113号議案　市道路線の認定について（市道２級５号線）
日程第５０　第114号議案　市道路線の認定について（市道２級６号線）
日程第５１　第115号議案　市道路線の認定について（市道２級７号線）
日程第５２　第116号議案　市道路線の認定について（市道２級８号線）
日程第５３　第117号議案　市道路線の認定について（市道２級９号線）
日程第５４　第118号議案　市道路線の認定について（市道２級１０号線）
日程第５５　第119号議案　市道路線の認定について（市道１３－３号線）
日程第５６　第120号議案　市道路線の認定について（市道１３８－３号線）
日程第５７　第121号議案　市道路線の認定について（市道２２９－３号線）
日程第５８　第122号議案　市道路線の認定について（市道１２１７－１号線）
日程第５９　第123号議案　市道路線の廃止について（市道１０３５号線）
日程第６０　第124号議案　市道路線の認定について（市道１０３５－１号線）
日程第６１　第　９　号報告　専決処分の報告について（綾瀬市認可地縁団体に関する印鑑

条例の一部を改正する条例）

日程第６２　第１０号報告　専決処分の報告について（綾瀬市下水道条例の一部を改正する条例）

<table>
<tr><td colspan="3">陳　情　文　書　表</td></tr>
<tr><td colspan="2">陳　情　第　５５　号</td><td>令和８年　１１　月　６　日　受　付
令和８年　１１　月　２６　日　審査依頼</td></tr>
<tr><td colspan="2">件　名</td><td>夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代　表　者</td><td>住　所</td><td rowspan="2">横浜市中区桜木町３－９　横浜平和と労働会館３階

神奈川県医療労働組合連合会
執行委員長　川　村　奈緒美</td></tr>
<tr><td>氏　名</td></tr>
</table>

――― 陳 情 の 原 文 ―――

陳情趣旨

人間の生体リズムに反した夜間労働、特に長時間夜勤については、心身に与える有害性や安全面でのリスクが科学的にも証明されています。諸外国では、ＩＬＯ（国際労働機関）「看護職員の雇用、労働条件及び生活状態に関する条約（第１４９号）・看護職員の雇用、労働条件及び生活状態に関する勧告（第１５７号）」や「夜業に関する条約（第１７１号）・夜業に関する勧告（第１７８号）」などに基づいた規制が行われ、「一日の労働時間は８時間以内」「時間外も含めて１２時間以内」など有害業務である夜間勤務から労働者の健康と生活を保護しています。しかし日本では、医療も介護現場でも１６時間以上の長時間夜勤が年々増え、常態化しつつある異常な実態にあります。日本でも諸外国並みの保護措置をとり、患者・利用者にとって安全・安心の医療・介護の実現と労働者が健康に働き続けられる環境整備が早急に求められています。同時に、長時間夜勤が増えてしまっている根本的な原因になっている人手不足を早急に解決する必要があります。

人手不足を解決するどころか、現在看護や介護職員の離職者が増え、入職者が減っているという深刻な状況となっており、その大きな原因の一つには、他産業と比べて３分の１の賃上げ額や２分の１の一時金（賞与）など、ケア労働者の低すぎる賃金実態があることは紛れもない事実です。

国民生活に欠かすことのできない、医療・介護の提供体制を守ることは国の責務です。誰もが安全・安心に医療や介護がいつでもどこでも受けられるようにするために、下記事項につき、地方自治法第９９条に基づく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

陳情項目

１　安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直すこと。また、ケア労働者を大幅に増員し、安定した人員確保のためにも、大幅賃上げを支援すること。

２　医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。

３　新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充すること。

４　患者・利用者の負担軽減を図ること。

陳　情　文　書　表		
陳　情　第　５６　号	令和８年　１１　月　６　日　受　付 令和８年　１１　月　２６　日　審査依頼	
件　名	安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、医療・介護・障害福祉等報酬のさらなる引上げを求める陳情書	
代　表　者	住　所	横浜市中区桜木町３－９　横浜平和と労働会館３階
	氏　名	神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長　川　村　奈緒美

――― 陳 情 の 原 文 ―――

陳情趣旨

政府は、２０２６年度の診療報酬改定率でプラス３．０９％の改定を行い、介護報酬と障害福祉サービス等報酬についてもそれぞれ２．０３％と１．８４％の引上げとなる改定を、時期を前倒しして実施しました。このことは、地域医療や介護の崩壊を食い止めようと、私たち医療・介護関係者と地方自治体や議員の方々が国に対して要請を重ねてきたことの反映であると受け止めております。しかし、２０２６年春闘における医療・介護・福祉労働者の賃上げは、平均額で５桁に到達したものの、日本労働組合総連合会（１６，４００円、５．０１％）や全国労働組合総連合（１２，３８６円、３．８１％）など他産業の水準には及んでおらず、他産業との賃金格差が広がる状況となっております。また、病院の経営状況についても、病院経営動向調査（２０２６年6月調査／WAM　NET）によれば「医業収支」のDI（ディフュージョン・インデックス／改善・悪化の傾向を示す指標）は前回調査（２０２６年3月調査）から１０ポイント低下のマイナス３８（赤字病院の割合－黒字病院の割合）と赤字傾向が増していることが明らかになっています。医療機関、介護事業所の倒産件数は2年連続で過去最高を更新しており、２０２６年についても高止まりしている状況です。

医療・介護事業は、人員確保の面でも危機的な状況となっています。日本医療労働組合連合会が実施した看護職員入退職調査では、約７割の事業所が「人員不足」と回答しており、離職者の増加に加えて採用難も強まっており、現場の人員体制が一層不安定化していることが明らかになっています。

「重要インフラ」である医療や介護施設の危機的な状況を改善するためには、診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬のさらなる引上げを行い、医療・介護・福祉労働者の大幅賃上げと物価高騰に見合った対策が不可欠です。政府は、２０２６年度の診療報酬改定時にあたっての大臣折衝事項において、「実際の経済・物価の動向が令和８年度診療報酬改定時の見通しから大きく変動し、医療機関の経営状況に支障が生じた場合には、令和９年度予算編成において加減算を含め更なる必要な調整を行う」と約束しており、その実行が不可欠です。

以上の趣旨から、政府の責任で全てのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、次の事項について、地方自治法第９９条に基づき国に対する意見書を提出していただけるよう陳情いたします。

陳情項目

１　国民の命と暮らしを守り、地域の医療・介護・福祉の提供体制を維持・充実するために必要な財源を確保し、物価高騰・人件費上昇に対応できる報酬水準への引上げを行うこと。

２　医療・介護・福祉事業所の経営改善と医療・介護・福祉労働者の大幅な処遇改善を確実に進めるために必要な水準として「１０％以上の報酬改善」を実現すること。

<table>
<tr><td colspan="3">陳　情　文　書　表</td></tr>
<tr><td colspan="2">陳　情　第　５７　号</td><td>令和８年　１１　月　１０　日　受　付
令和８年　１１　月　２６　日　審査依頼</td></tr>
<tr><td colspan="2">件　名</td><td>国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代　表　者</td><td>住　所</td><td rowspan="2">横浜市中区桜木町３－９　横浜平和と労働会館４階

神奈川私学助成をすすめる会
代表　長谷川　正　利</td></tr>
<tr><td>氏　名</td></tr>
</table>

――― 陳 情 の 原 文 ―――

陳情理由

２０２６年４月から就学支援金制度の所得制限が撤廃され、私立高校生も４５万７，２００円が支給されることになり、「高等学校授業料無償化」が実現しました。保護者・生徒から感謝と歓迎の声が届いています。これも半世紀を超える私たちの私学助成運動の成果と受け止めていますが、市町村の皆様が後押ししてくださったおかげだと感謝しております。

都道府県によっては、就学支援金制度の拡充で余剰となった財源を使って、就学支援金に上乗せしたり、入学金補助を出したりして、学費全体を無償化した自治体があります。しかし、多いところでは、２０万円台の施設設備費、入学金がいまだに残っており、私立高校生の学費負担の「自治体間格差」は広がっています。この「自治体間格差」を解消するためには、就学支援金制度のさらなる改善が待たれています。

私立学校が授業料以外の学納金（施設設備費など）を徴収するのは、学校の運営に対する経常費助成が貧弱なためです。私立高校生の１人当たりの経常費単価は、公立高校生１人当たりの公費支出の約３割にとどまっています。私立小中学校においては、その割合はさらに下がります。

また、近年の物価上昇は私立高校の経営を苦しくしています。国の経常費助成は前年比１．６％の増額であり、物価高に追いついていません。人事委員会勧告を受けて

初任給３０万円台を実現した公立学校教職員に対して、私立学校初任給は平均して２０万円台半ばにとどまり、その差は開くばかりで教員確保に支障が生じています。物価上昇分を上回る経常費助成の増額がなければ、教育条件の整備、公立学校より少ない教職員の増員は実施できる状況にありません。

私立学校振興助成法は第一条＜目的＞で「私立学校の教育条件の維持向上」を掲げています。私立学校において「３５人学級」「専任教員増」を進め、教育条件の公私間格差を是正するためには、経常費助成補助を抜本的に増やすことが欠かせません。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づいて、私学助成の一層の拡充を図るため、以下の項目について陳情いたします。

陳情項目

国（内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣）に対し、地方自治法第９９条に基づき「学費負担の自治体間格差を改善し、全ての子供たちに学ぶ権利を保障し、私立学校が健全に発展するため、私学助成の一層の増額を要望する」意見書を提出してください。

<table>
<tr><td colspan="4">陳　情　文　書　表</td></tr>
<tr><td colspan="3">陳　情　第　５８　号</td><td>令和８年　１１　月　１０　日　受　付
令和８年　１１　月　２６　日　審査依頼</td></tr>
<tr><td colspan="2">件　名</td><td colspan="2">神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情</td></tr>
<tr><td rowspan="2">代　表　者</td><td>住　所</td><td colspan="2">横浜市中区桜木町３－９　横浜平和と労働会館４階</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2">神奈川私学助成をすすめる会
代表　長谷川　正　利</td></tr>
</table>

――― 陳 情 の 原 文 ―――

陳情理由

２０２６年度の私立高校生に対する神奈川県の授業料補助は増額され、全ての私立高校生に対して最大４８０，０００円まで支給されることになりました。さらに私立高校に対する生徒１人当たりの経常費補助額は、国・県とも増額され、神奈川県の経常費補助額は国基準額（国庫補助金と地方交付税交付金の合計額）を上回る額を維持しました。県民の願いである学費負担の公私間格差の是正が一歩進み、中学生の高校選択の幅が広がりました。この成果は昨年までの私たちの運動に加え、市町村の後押しのおかげだと感謝しております。

しかし授業料補助は対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯でも施設費などの負担額が年間約２８万円残されています。私立高校への経常費補助額も、実質公立の２分の１まで達していません。また東京都では私立中学校に通う生徒には授業料補助が所得制限なしで実現していますが、神奈川県にはありません。さらに東京都から他県の私立高校に通う生徒には授業料補助が出ますが、神奈川県から県外の私立高校へ通う生徒には県単独の授業料補助が出ないという問題もあります。

さらに、神奈川県の私立小中学校に対する経常費補助額は、いまだ国基準額に達していません。この補助額の低い水準が、保護者負担全国最上位クラスという高学費をもたらしています。

１９７５年に制定された私立学校振興助成法は「速やかに（補助額を公立の）２分の１とするよう努める」という附帯決議がされましたが、半世紀経た現在もいまだ達成されていません。保護者負担の軽減は、まだ道半ばです。

近代私学発祥の地、神奈川県の私学は、各校が建学の精神に基づき、切磋琢磨して特徴のある教育をつくり、県民に多様な教育の機会を示して、豊かな日本社会の形成に寄与しています。神奈川県の教育を支える担い手としての役割を果たし続けています。そうした私立学校に通う児童生徒の保護者負担を軽減し、私立学校の教育条件を向上させ、全ての子供たちの学ぶ権利を保障するため、私学助成を一層拡充していくことは県政における最重要課題です。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づいて、私学助成の一層の充実を図るように、以下の項目について陳情いたします。

陳情項目

神奈川県知事に対し、地方自治法第９９条に基づき「令和９年度予算において私学助成の拡充を求める」意見書を提出してください。

陳　情　文　書　表		
陳　情　第　５９　号	令和８年　１１　月　１７　日　受　付 令和８年　１１　月　２６　日　審査依頼	
件　名	物流倉庫建設条件の適正化と道路整備に関する陳情	
代　表　者　住　所	綾瀬市小園南２－２５－１７	
代　表　者　氏　名	小園自治会 会長　守　矢　八　朗	

――― 陳 情 の 原 文 ―――

陳情の趣旨

市街地に隣接する土地に建設される物流倉庫により、近隣住民の生活環境が破壊されるという深刻な懸念があり、住民の視点に立った規準を策定されるよう求めます。

また、物流倉庫隣接道路はトラックの増加により歩行者等の安全が脅かされ、交通事故の多発や振動・騒音被害が深刻化するおそれがあり、拡幅工事等の道路整備の早期着工・完成を求めます。

陳情の理由

綾瀬市小園上原の富士フイルム綾瀬工場跡地に三井不動産株式会社が大型物流倉庫を建設します。建物高さ３１．６m、建物壁面と隣接する市道３２５号線道路境界までの距離は、最も近いところでは３mから４m、最も近い民家までの距離は約１４mしかありません。

一方、綾瀬郵便局北側にある物流倉庫ＧＬＰ綾瀬は、建物高さ３６m、隣接道路までの距離は、スロープから１２m、建物本体からは４８mあり、近接民家までの距離も５５mあります。このように三井不動産株式会社物流倉庫は建物高さを考慮しても、近隣に対する配慮が全く見られません。

三井不動産株式会社側は、綾瀬市とは約２年半前から事前協議を行っていたと言っ

ていますが、近隣住民の生活環境が守られるような建設計画にはなっていません。近隣住民にとっては、目と鼻の先にある怪物のような物流倉庫は、強い圧迫感・威圧感を与え、日の光と視界・眺望を遮り、出入りする多くのトラックによる騒音と振動をもたらす迷惑施設・公害施設です。

三井不動産株式会社物流倉庫建設地の近隣住民からは、不安と懸念の声が強く出ており、小園自治会では、現計画に反対し、見直しを求めていますが、開発行為関係法令と綾瀬市の地区計画には適合しているので、計画どおり建設されてしまうとのことです。これからも綾瀬市内でこうした深刻な事態が起こることは十分予想できます。

無辜の住民が深刻な事態に追い込まれることを防ぐためには、近隣住民の生活環境を守る視点を位置づけた物流倉庫建設に関する規準が必要であり、私たちは、新しい規準づくりを求めます。

市道３２５号線は、東名高速道路綾瀬スマートインターチェンジの開設とインターチェンジ周辺への物流倉庫の進出に伴い、大型トラックをはじめとして交通量が急増しています。そこに、三井不動産株式会社の物流倉庫が建設され、さらに、出入口は市道３２５号線に造られます。

市道３２５号線は、県道４０号から綾瀬郵便局までは幅員が狭く、歩道とは呼べないような側道が一部にあるだけで、歩行者や自転車利用者は、毎日身の危険にさらされています。また、市道３２５号線は、城山中学校の通学路として多くの生徒が利用しており、学校もＰＴＡも交通事故の発生を大変心配しています。

なおかつ、市道３２５号線は、老朽化が著しく進み、路盤の傷みは激しくなっており、道路に隣接している家屋では振動・騒音被害が発生しています。

このように、市道３２５号線は深刻・重大な事故がいつ起きてもおかしくない道路であることから、一日でも早く市道３２５号線拡幅工事など道路整備の着工・完成を図ることが不可欠です。

以上のとおり、住民が安全に、安心して生活できるために新たな物流倉庫建設の規準づくりと道路整備を求め陳情いたします。

陳　情　文　書　表		
陳　情　第　６０　号	令和８年　１１　月　１７　日　受　付 令和８年　１１　月　２６　日　審査依頼	
件　名	物流施設建設に伴う道路整備に関する陳情	
代　表　者　住　所	綾瀬市吉岡９９４	
代　表　者　氏　名	綾瀬市立城山中学校ＰＴＡ 会長　府　川　杏里紗	

――― 陳 情 の 原 文 ―――

陳情の趣旨

綾瀬市小園の市道３２５号線沿いに三井不動産株式会社による物流施設の建設が計画されています。同線は城山中学校の通学路となっていますが、幅員が狭く歩道も十分整備されていない上、トラック等の交通量も増加しています。

このような状況に加えて、新たな物流施設が建設・稼働すれば、さらに通学路としての危険性が増すのは確実ですので、拡幅工事など市道３２５号線の道路整備の早期着工を求めます。

陳情の理由

市道３２５号線は、綾瀬スマートインターチェンジが開設されて以降、大小のトラックを中心に交通量が増加していますが、出入口が市道３２５号線に造られる三井不動産株式会社の物流施設が稼働を始めれば、同線の交通量は大幅に増えるはずです。

市道３２５号線は、地区幹線道路とのことですが、県道４０号から綾瀬郵便局までは幅員が狭く、歩道も片側だけのごく狭いもので、整備されていない箇所もあります。

その道路を数多くの大型トラック等の車両が走るため、徒歩あるいは自転車で通学する生徒は、毎日身の危険にさらされています。

ＰＴＡと学校は、生徒が交通事故に巻き込まれてしまうのではないか、人身事故が起きてしまうのではないかと大変心配している毎日です。

こうした状況に加えて、三井不動産株式会社の大型物流施設が稼働すれば、トラックを中心とした交通量の急激な増加は確実であり、それに伴って交通事故発生の確率が高まることは間違いないと思われます。

城山中学校生徒を交通事故から守ることはもちろんですが、市道３２５号線を利用する全ての方々の安全を守るためにも、同線の拡幅工事など道路整備の早期着工を求め陳情いたします。